

**広島市スポーツイベントボランティアの会
運営委員、リーダー・サブリーダー希望調書・推薦書**

運営委員、リーダー・サブリーダーを希望・推薦等されない方は提出不要です。

新たに運営委員などを希望される方、活動の継続を希望される方は、必ずこの希望調書を提出してください。 **提出期限:令和7年12月12日(金)(厳守) 以後の提出分は受け付けません。**

※ 運営委員やリーダー・サブリーダーを希望・推薦をされても意向に添えないこともあります。ご承知ください。

登録番号：_____ 氏名：_____

1. 希望する活動の★印の〈 〉内に○印を、その他の設問に対しても、【 】内に○印を記入してください。

★ 「広島市スポーツイベントボランティアの会」の運営 … 〈 〉

(1) 運営委員としての活動について (活動内容については、次ページにて)

▶現在運営委員の方 【 】 運営委員としての活動を継続します。【 】辞退します。

▶新規活動希望

本人希望 【 】 運営委員としての活動を希望します。

推薦 (登録番号がわからない場合は、氏名だけ記載してください。)

【 】 運営委員に、次の方を推薦します。

登録番号：_____ 氏名：_____

〔推薦理由〕

本人の内諾 有 ・ 無

★ リーダー・サブリーダーとしての活動 … 〈 〉

(1) リーダーとしての活動について (活動内容については、次ページにて)

▶現在リーダーの方 【 】 リーダーとしての活動を継続します。【 】辞退します。

【 】 サンフレッチャ広島 【 】 広島東洋カープ 【 】 VSE (①・②以外のスポーツイベント)

(2) サブリーダーとしての活動について (活動内容については、次ページにて)

▶現在サブリーダーの方 【 】 サブリーダーとしての活動を継続します。【 】辞退します。

▶新規活動希望

本人希望 【 】 サブリーダーとしての活動を希望します。

【 】 サンフレッチャ広島 【 】 広島東洋カープ 【 】 VSE (①・②以外のスポーツイベント)

推薦 (登録番号がわからない場合は、氏名だけ記載してください。)

【 】 サブリーダーに、次の方を推薦します。

【 】 サンフレッチャ広島 【 】 広島東洋カープ 【 】 VSE (①・②以外のスポーツイベント)

登録番号：_____ 氏名：_____

〔推薦理由〕

本人の内諾 有 ・ 無

◎ 運営委員が対応する役割

- 必要に応じて、運営委員会、専門部会等への出席（必要に応じて開催）
- 全体会等開催時の支援業務（役割分担して、担当）
- 各専門部会（所属部会）等の企画・運営
 - * 総務部会、研修部会、広報部会、サンフレッヂュニア広島部会、広島東洋カープ部会
Various Sports Event (VSE) 部会、の6つの専門部会のいずれかに所属します。

◎ リーダー・サブリーダーの役割

◆リーダー

- 当日活動メンバーの出席確認 ○ 依頼主（球団等）の担当責任者との連絡調整
- 全体ミーティングの進行 ○ ボランティア活動中の会員（メンバー）への支援及び指導
- ボランティア活動終了時の総括（アンケート回収、支給品の配付など）

◆サブリーダー

- リーダーとともに行動し、上記の役割を補佐する。

〈参考〉広島市スポーツイベントボランティアの会規約（抜粋）

（役員の選出及び資格要件）

- 第7条 役員は、会員が自薦または他薦により、運営委員会に推薦し、運営委員会が選出する。
- 2 役員は、会員年数が2年以上で、活動回数が延30回（会議出席及び研修会参加を含む。）以上の要件を満たし、運営委員会が認める者とする。
- 3 前項に定めるもののほか、運営委員長は、会員の中から役員を指名選任することができる。
- また、任期途中においても同様とする。ただし、役員の選任及び解任があった場合は、次回の全体会に報告するものとする。

（役員の職務）

- 第8条 運営委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
- 3 専門部会会長は、専門部会を統括し、部会の分掌事項を処理する。
- 4 運営委員は、いずれかの専門部会に所属し、分掌事項について協議、検討する。
- 5 リーダー・サブリーダーの会会長は、リーダー・サブリーダーの会を統括し、資質向上に努めるとともに会員が活動しやすい環境を整備する。
- 6 担当部会会長は、リーダー・サブリーダーの会会長を補佐し、事故ある時は、その職務を代行する。
- 7 担当部会副会長は、担当部会会長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
- 8 リーダー及びサブリーダーは、いずれかの担当部会に所属し、日々の活動に関することについて処理する。

（役員の任期）

- 第9条 役員の任期は、1月1日から12月31日までの1年とし、再任を妨げない。
- 2 役員がやむを得ず交替した場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が終了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

提出先：広島市スポーツイベントボランティアの会 事務局 担当：山領（やまりょう）

〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目 4-15

Eメール：kyougi-sp1@sports-or.city.hiroshima.jp 電話：082-243-0579